

天理市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月22日

天理市教育委員会  
教育長 伊勢和彦

天理市教育委員会規則第2号

天理市教育委員会事務局組織に関する規則の一部を改正する規則

天理市教育委員会事務局組織に関する規則（昭和47年3月天理市教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条学務係の項中第8号から第10号までを削り、第11号を第8号とし、同号の次に次の1号を加える。

(9) 学校給食費の徴収及び管理に関すること。

第3条学務係の項第12号を同項第10号とし、同項第13号を同項第11号とし、同条指導係の項に次の3号を加える。

(15) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。

(16) 通学路の安全確保に関すること。

(17) 独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付に関すること。

第3条地域学習係の項第12号を削る。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。